

(仮称) 鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る計画段階環境配慮書に対する
滋賀県環境影響評価審査会意見 (案)

本事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境保全の見地からの意見については、次のとおりである。

1 全般的事項

- (1) 今後の手続きを進めるに当たっては、周辺および野川下流域の地域住民や農業者、漁業者に対し、積極的な情報提供や説明を行うなど事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (2) 地域の災害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で重要な役割を果たす森林については、その機能を阻害しないよう配慮すること。
- (3) 本事業実施後の工作物の供用による影響の予測および評価に当たっては、立地する工場等の種類や規模等を適切に想定した上で調査方法を検討すること。
- (4) 計画段階配慮事項として選定されない環境要素について、計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価を行う過程で配慮が必要であると判断された場合は、追加で調査、予測および評価を行うこと。
- (5) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

事業実施想定区域の周辺には、特別養護老人ホームなど環境保全上の配慮を要する施設や住宅が位置しているほか、通勤時間帯の国道 307 号線では渋滞が発生している。本事業の実施および実施後の供用により、工事や道路交通量の増加に伴う大気汚染・騒音・低周波騒音・振動により生活環境への影響が懸念されることから、適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえて影響の回避または低減を図ること。

(2) 水環境

土地の改変により、降雨等により生じる濁水が河川等に流入する可能性が

あることから、濁水による下流地域の農業や漁業、希少動物等への影響について適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえて影響の回避または低減を図ること。

(3) 動物・植物・生態系

事業実施想定区域内およびその周辺の生物の生息状況等について、適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえて影響の回避または低減を図ること。なお、調査に当たっては、地元の団体が事業実施想定区域内で実施した野生植物の調査結果を参考にするよう配慮すること。